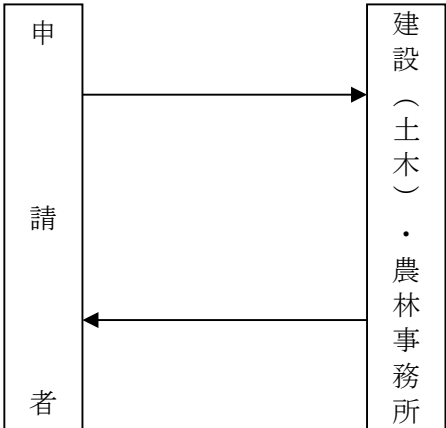


## 2 地すべり等防止法

〔地すべり防止区域内の行為の許可〕（第18条）

法の趣旨	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とします。																																	
許可の必要な行為	<p>地すべり防止区域内において、次の行為（制限行為）をしようとする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下水を誘致し又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</li> <li>2 地下水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</li> <li>3 のり切又は切土で、のり切にあってはのり長3メートル以上のもの、切土にあっては直高2メートル以上の行為</li> <li>4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で新築又は改良             <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 断面積が600平方センチメートルをこえる用排水路又は断面積が600平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの</li> <li>(2) 容量が6立方メートルをこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が6立方メートル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの</li> <li>(3) 載荷重が1平方メートルにつき10トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の施設又は工作物</li> </ol> </div> </li> <li>5 地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し若しくは誘発する行為で、地表から深さ2メートル以上の掘削又は地すべり防止施設から5メートル以内の地域における掘削、載荷重が1平方メートルにつき10トン以上の土石その他の物件の集積</li> </ol>																																	
許可の必要な区域	<p>地すべり防止区域に指定された区域（以下は代表的な数値のみを表記しているため、これ以外の数値はP166～P169を参照）</p> <p>【参考】地すべり等防止区域の状況</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> <th style="text-align: center;">面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設事務所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  県 北</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">140.04</td> </tr> <tr> <td>  県 中</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">46.00</td> </tr> <tr> <td>  県 南</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">266.59</td> </tr> <tr> <td>  会津若松</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: right;">489.31</td> </tr> <tr> <td>  喜多方</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: right;">1,020.05</td> </tr> <tr> <td>  南会津</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">102.42</td> </tr> <tr> <td>  相 双</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>  いわき</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: right;">258.85</td> </tr> <tr> <td>  合計</td> <td style="text-align: center;">76</td> <td style="text-align: right;">2,323.26</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※うち ぼた山（いわき） 1 4.80</p>	区分	箇所数	面積 (ha)	建設事務所			県 北	7	140.04	県 中	4	46.00	県 南	7	266.59	会津若松	19	489.31	喜多方	16	1,020.05	南会津	6	102.42	相 双	0	0.00	いわき	17	258.85	合計	76	2,323.26
区分	箇所数	面積 (ha)																																
建設事務所																																		
県 北	7	140.04																																
県 中	4	46.00																																
県 南	7	266.59																																
会津若松	19	489.31																																
喜多方	16	1,020.05																																
南会津	6	102.42																																
相 双	0	0.00																																
いわき	17	258.85																																
合計	76	2,323.26																																

許 可 権 者	知事（農林事務所長、建設事務所長）												
許 可 基 準	<p>1 許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可できません。</p> <p>2 審査基準</p> <p>(1) 地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）第4条及び第5条</p> <p>(2) 地すべり等防止法の施行について （昭和33年5月27日33林野第6086号、建設省発河第90号）第8</p> <p>(3) 福島県地すべり等防止法施行細則（昭和40年規則第31号）</p> <p>(4) 砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）「昭和49年4月19日建河砂発第20号」等の定めによります。</p>												
担 当 機 関	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">本 庁</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">出 先</td> </tr> <tr> <td>1 農地関係</td> <td>農林水産部 農村基盤整備課</td> <td>農林事務所 農村整備部農業基盤整備課 （農村整備部農村整備課）</td> </tr> <tr> <td>2 林地関係</td> <td>農林水産部 森林保全課</td> <td>農林事務所 森林林業部森林土木課</td> </tr> <tr> <td>3 土木関係</td> <td>土木部 河川計画課</td> <td>建設事務所（土木事務所） 総務部行政課（総務課）</td> </tr> </table>		本 庁	出 先	1 農地関係	農林水産部 農村基盤整備課	農林事務所 農村整備部農業基盤整備課 （農村整備部農村整備課）	2 林地関係	農林水産部 森林保全課	農林事務所 森林林業部森林土木課	3 土木関係	土木部 河川計画課	建設事務所（土木事務所） 総務部行政課（総務課）
	本 庁	出 先											
1 農地関係	農林水産部 農村基盤整備課	農林事務所 農村整備部農業基盤整備課 （農村整備部農村整備課）											
2 林地関係	農林水産部 森林保全課	農林事務所 森林林業部森林土木課											
3 土木関係	土木部 河川計画課	建設事務所（土木事務所） 総務部行政課（総務課）											
手続フローチャート	 <pre> graph LR     A[申請者] --&gt; B[建設（土木）・農林事務所]     B --&gt; A     </pre>												
備 考	<p>1 (主務大臣) (担当事務所)          地すべり防止区域の管理 — 国土交通大臣 — 建設（土木）事務所          — 農林水産大臣 — 農林事務所</p> <p>2 制限行為にかかる地すべり防止区域が土木事務所管内の場合は、土木事務所長を経由して建設事務所へ提出しなければなりません。</p> <p>3 ぼた山崩壊防止区域：いわき市好間「地獄沢」地内 4.8ha</p>												